平成２２年（フ）第７６号
釧路市鳥取北９―６―16　ハイツ紫５号室
安井照枝方、住民票上の住所釧路市鳥取北９丁目６番16号
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
北海道厚岸郡厚岸町住の江１丁目175番地
債務者　清水　里織
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６号
釧路市武佐２丁目16番２号
債務者　板谷　琴恵（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
栃木県足利市百頭町1947番地４
債務者　大橋　京子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０４号
栃木県足利市百頭町1947番地４
債務者　大橋　勇人
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０５号
栃木県佐野市高萩町429番地１　三枝アパート306
債務者　前原　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０７号
栃木県足利市山下町1187番地１　堀内ハイツ101
債務者　野尻　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０８号
栃木県足利市大沼田町2070番地10
債務者　殿岡　憲一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１０９号
栃木県足利市通３丁目2758番地
債務者　新井咲智子こと　朴　　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１１０号
栃木県足利市助戸仲町538番地１
債務者　川島　敏尾
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３５４号
愛知県安城市大東町６番５号　市営住宅Ｂ―201
債務者　宮坂かつ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産終結

平成１６年（フ）第１１４７４号
大阪府八尾市志紀町南２丁目６番地
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終り、債権者集会は、破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
大阪地方裁判所第６民事部個別管財２係

破産手続終結

平成２１年（フ）第７６号
茨城県石岡市東大橋字宮後1517番地５
破産者　有限会社坂口食品
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９８７号
茨城県つくば市下萱丸376―401、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字下土師758
破産者　久保田正二郎
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０号
京都府長岡京市神足木寺町１番地
破産者　丸二食品有限会社
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
福岡県久留米市上津１丁目６番１―301号
破産者　古橋　一浩
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部